

様式 1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 仁妙光会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人③ ☐ 出資額限度法人 ☒ その他

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市渋民字大前田53番地2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年 6月23日

(4) 設立登記年月日 平成18年 8月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	清 水 光 昭	
常 務 理 事	新 津 昭 彦	
理 事	清 水 千 秋	
監 事	八木橋 伸 之	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人 仁妙光会 渋民中央病院	岩手県盛岡市渋民字大前田53番 地2	一般病床 床 療養病床 177床 [医療保険 117床] [介護保険 60床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】所で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年3月30日 理事、監事の選任、辞任の承認

令和4年5月25日 令和3年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

な し

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

な し

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 仁妙光会

※医療法人整理番号

288

所在地 岩手県盛岡市渋民字大前田 5 3 番地 2

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	886,409 千円
2. 負 債 額	78,027 千円
3. 純 資 産 額	808,382 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	643,592
B 固 定 資 産	242,817
C 資 産 合 計 (A+B)	886,409
D 負 債 合 計	78,027
E 純 資 産 (C-D)	808,382

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 仁妙光会

※医療法人整理番号

1288

所在地 岩手県盛岡市波民字大前田 5 3 番地 2

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	643,592	I 流 動 負 債	73,061
現金及び預金	449,934	支払手形	0
事業未収金	169,343	買掛金	16,969
有価証券	0	短期借入金	13,554
たな卸資産	5,726	未払金	0
前渡金		未払費用	34,174
前払費用		未払法人税等	918
繰延税金資産		未払消費税等	776
その他の流動資産	18,589	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	242,817	前受金	0
1 有形固定資産	115,868	預り金	6,670
建物附属設備	18,944	前受収益	0
構築物	0	その他の流動負債	0
医療用器械備品	9,832	II 固 定 負 債	4,966
その他の器械備品	0	医療機関債	0
車両及び船舶	14,221	長期借入金	0
建物	67,531	繰延税金負債	0
リース資産	5,340	その他の固定負債	4,966
その他の有形固定資産	0		
2 無形固定資産	0	負債合計	78,027
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	0	科 目	金 額
その他の無形固定資産	0	I 資 本 剰 余 金	65,700
3 その他の資産	126,949	II 利 益 剰 余 金	742,682
有価証券	0	1 代 替 基 金	0
保険積立金	113,014	2 その他利益剰余金	742,682
長期貸付金	11,944	繰越利益剰余金	742,682
長期前払費用	0	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	1,991	繰延ヘッジ損益	0
		IV 基 金	0
資産合計	886,409	純資産合計	808,382
		負債・純資産合計	886,409

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 仁妙光会

※医療法人整理番号

11288

所在地 岩手県盛岡市波民字大前田53番地2

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,059,526
2 事業費用		
(1)事業費	998,872	
(2)本部費	0	998,872
本来業務事業利益		60,654
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		60,654
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	9,945	9,946
III 事業外費用		
支払利息	198	
その他の事業外費用	578	776
経常利益		69,824
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,304	
その他の特別利益	1,343	2,647
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		72,471
法人税・住民税及び事業税	17,944	
法人税等調整額	0	17,944
当期純利益		54,527

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 仁妙光会

理事長 清水 光昭 殿

私は、医療法人仁妙光会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実はありません。

令和4年5月25日

医療法人仁妙光会

監事 八木橋 伸之



以上